

（政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会）

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の

一部を改正する法律案（衆第二二号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成二十三年十二月三十一日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。